

有田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
有田市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、有田市立学校（以下、「学校」という）の教育職員の勤務状況を改善することにより、教育職員自身が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることで、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領の理念に基づいた質の高い教育の実現を目指すことを目的とする。

これは、地方自治法、学校教育法、地方公務員法、労働安全衛生法等の関係法令、並びに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）に則り、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する文部科学大臣指針に基づき策定するものである。

有田市は、『みんなの可能性を伸ばすまち【Active Growth】』『みんなで元気なまちにする意識【Active Sense】』『新たな生活スタイルで活動的に生きる【Active Style】』の3つの基本理念を掲げ、「人が輝き まちが色づく 魅了都市 ありだ」の実現を目指している。この都市像を実現するためには、まちづくりの基盤である教育の充実が不可欠であり、その一翼を担う教育職員が、心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が強く求められる。

本計画が目指す「働き方改革」は、労働時間の削減のみを目的とするものではない。

これは、教育職員の心身の健康を確保し、「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を組織全体で醸成し、業務の「精選」と「効率化」を進めることにある。

その真の目的は、教育職員が本来担うべき学習指導、教材研究及び授業準備等の専門的な指導業務に注力し、子どもと向き合う時間、授業改善、自己研鑽など、本質的な活動のための時間を確保することで、学校における教育活動の質的向上を図ることである。

有田市教育委員会と学校は、互いに連携して本計画を総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、有田市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より実効性の高い働き方改革を進めていく。

### (2) 本市の現状

有田市では、令和5年4月1日に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度の有田市における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月27.0時間	11.9%	1.2%
中学校	月44.6時間	40.4%	6.0%

※ 対象 : 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭

特に中学校において時間外在校等時間が長くなる傾向がある。その主な要因は部活動の指導等であると思われる。一方で、小学校においても、時間外在校等時間が月45時間を上回る割合が12%程度となっている。

本結果をふまえ、小学校、中学校ともに、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を継続する。  
【小学校14.4日・中学校15.7日】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

有田市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常적인見守り活動等

- ・ 育友会及び学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における校外の見回りについては、青少年センターが行っている見回りに委ねる。
- ・ 補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校警察連絡協議会等において認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 学校徴収金について、口座振替業務支援サービスを活用し、学校の徴収業務の軽減を図る。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 外部関係者との連絡調整等は、地域学校協働活動推進コーディネーターが中心になって行う。なお、地域学校協働活動推進コーディネーターへの依頼をはじめ、学校との協議等については、各校の地域連携担当教員が中心となり、適切な役割分担を行う。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 対応窓口は、有田市教育委員会教育総務課とする。また、有田市スクールロイヤー制度等を活用するなど、教育委員会をはじめとする行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 市から学校に発出される調査・統計等の回答に係る事務負担の軽減に努める。
- ・ 調査・統計等への回答については、事務職員も含め職員間の役割分担を行い、一部の職員に事務負担が偏らないように努める。また、学校事務体制の強化のため、教育総務課に学校事務支援担当を置き、事務職員や共同事務への支援体制を整備する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ 当該業務を学校において行う場合は、情報システム管理員が積極的に参画する。

- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・ 情報システム管理員が中心となって行いつつ、民間事業者と連携し、対応する。
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ・ 体育館等の地域開放施設の管理業務について、事務手続き等の電子化を検討する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ・ 用務員等を含め職員間の役割分担を行い、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・ 学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校生活支援員及び教員業務支援員を含む職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑫ 校内清掃
- ・ 学級担任は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の協力を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
  - ・ 令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き、部活動指導員の配置拡充等を進めるとともに、可能な部活動について地域展開を進める。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ⑭ 給食の時間における対応
- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、学級担任や栄養教諭等の教育職員が計画的に実施する。
  - ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や食物アレルギー等の実態をふまえつつ、学級担任だけでなく、緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、適切に実施する。
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理

- ・ 教員業務支援員等の支援スタッフが授業準備や採点作業等のうち補助的業務を行うとともに、校務支援システムの機能や自動採点技術等を効果的に活用することによって事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、必要に応じて外部委託等を検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・ 生徒の進路に関する資料の整理等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 学校の生徒指導関係の会議等において、専門的な知見を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを積極的に活用し、教職員等が連携・協働した校内支援体制を構築する。
- ・ 行政、学校、医療・福祉・警察等の関係機関が、適切な役割分担のもと、連携、協働した学校支援体制を構築する。
- ・ 必要に応じて、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数になるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものになるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理等の校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 70%にする。 【令和 6 年度：64%】
- ・ 勤務時間外の音声メッセージ機能を活用する。

※ 音声メッセージ対応時間 : 小学校 18:00~7:30、中学校 : 19:00~7:30

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導を推進する。
- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ すべての学校において、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 教育職員の心身の健康問題については、学校内に相談担当者を設けるとともに、教育総務課を学校外の相談窓口とする。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各校に対して取得を促進する。
- ・ ノー残業デーを月1回以上設定するよう推進する。また、夏季休業中に9日間程度の学校閉庁期間を設定する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、すべての学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、有田市ホームページで公表するとともに、教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 児童生徒の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 本計画の目標の達成状況については、出退勤システムやストレスチェック等を活用し、把握する。
- ・ 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導助言を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。学校においては、管理職のリーダーシップのもと、育友会及び学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。